

# Compact

getting it right together

---

完訳

待場 智雄 訳

## コンパクト -官民相互の正しい理解へ

英国政府とボランティア & コミュニティ・セクターとの関係におけるイングランド内でのコンパクト(盟約)

### コンパクトの地位

1. イングランド内でのコンパクトは、ボランティアおよびコミュニティ・セクターと政府各省庁への広範な諮問(consultation)を経て、両者の共同作業によって作られた。この文書は、意図的にすべてを網羅し尽くすものとなっていない。むしろ、同セクターとその活動の多様性を踏まえ、政府とセクター間の関係を高めるための一般的枠組みやメカニズムとして捉えらえるべきである。
2. コンパクトは、政府と同セクター間の関係についての覚書である。法的拘束力はなく、諮問プロセスを通して、政府と同セクター双方が承認を交わしたことに依拠している。この文書は、中央政府の省庁内でまず適用される。これには、各省庁の地方事務所やその下部の行政機関(原則的にはすべての行政機関が対象だが、実際には同セクターと関係のある機関のみに適用される)が含まれる。一方、多様な同セクターの各組織も適用対象となる。
3. コンパクトは、イングランドのみならず英国内の他地域でも作成されている。実施にあたっては、一地域以上に仕事の領域がまたがる省庁・行政機関もあることから、コンパクトの導入にあたって起きる問題に対処するためのガイダンスも作成される。

### 共有するビジョン

4. コンパクトは、ディーキン委員会報告書「ボランティア・セクターの未来」(Future of the Voluntary Sector)と、労働党が野党だった時期に作成した政策文書「共に築く未来」(Building the Future Together)が土台になっている。両文書とも、政府とボランティアおよびコミュニティ・セクターは、補完しあう機能と共通する価値観を持っていると結論づけ、相互の理解と関係の発展に向けたコンパクトの作成が非常に望ましいと述べている。コンパクトは、両者が協働して社会の向上を目指し、ボランティアおよびコミュニティ活動を支援し育てるために、両者の責任ある関与(コミットメント)を表現したものである。このプロセスの一部として、この文書はイングランド内での両者の関係を補強するための、キーとなる原則と約束を設定する。
5. コンパクトの基にある哲学は、民主的ですべての人々を包み込む社会(socially inclusive society)の発展に、ボランティアおよびコミュニティ活動が必要不可欠で

あるというものだ。独立で利益を追い求めない(not-for-profit)組織であるボランティアおよびコミュニティ・グループは、社会に独特の価値をもたらし、国家や市場とはまったく違った役割を満たしている。これらの団体は、ボランティア活動の機会を提供することにより、個々人が公共生活やコミュニティの発展に貢献することを可能にしている。そうすることで、各団体は、個人やグループの技能、関心、信念そして価値観の存在を保証している。政府とボランティアおよびコミュニティセクターは、私たちの社会におけるボランティアの活力ある貢献を、価値あることだと認識している。同時に、ボランティアの貢献を支える団体の重要な役割を重要だと考えている。

6. ボランティアおよびコミュニティ団体は、社会の発展と、国民の社会・文化・経済・政治生活に、文字通り計算できないだけの大きな貢献をしている。これらの組織は、サービスのデザインや供給に対して、利用者が関与できるための道を切り拓き、発言力を持たず社会から無視されがちな人々の代弁者として活躍している。こうした活動が、社会の公正と多様性を促している。また、貧困を減らし、生活の質を向上させ、社会的に疎外された(socially excluded)人々の社会参加を助けている。加えて、ボランティアおよびコミュニティ・セクターは、国家経済にも直接の重要な貢献をしている。
7. コンパクトは、上記のような特徴が、社会に大きな利益をもたらし、政府が市民のボランティア参加と、ボランティアおよびコミュニティ団体の活動支援に積極的な役割を果たせることを認識した文書である。政府の法制度や規制によって、団体による活動の範囲と性質はプラスにもマイナスにも影響を受け得る。コンパクトは、プラスの影響を与えるためのものである。

## 共有する原則

8. コンパクトの基となっている共有原則は、次の通りである。
  - 8.1 ボランティア活動は、民主社会の必要不可欠な構成要素である。
  - 8.2 独立した多様なボランティアおよびコミュニティ・セクターが、社会の幸福(well-being)を築くうえでは欠かせない。
  - 8.3 公共政策やサービスの開発・提供にあたって、政府と同セクターは、性質は異なるが相互に補完しあう役割を果たしている。
  - 8.4 共通の目標・目的に向けて両者が協力して働くことで、付加価値がもたらされる。両者の有意義な協議を通じて、よりよい関係ができ、政策の策定に改善がもたらされ、サービスやプログラムのデザインや供給を向上させることができる。
  - 8.5 両者は、違った形でのアカウントビリティ(信頼性)を求められ、違った範囲のステ

イクホルダー(利害関係者)に答えなければならない。しかし、両者に共通するのは、誠実さ、客観性、アカウンタビリティ、公開性、正直さ、そしてリーダーシップが必要とされることである。

- 8.6 ボランタリーおよびコミュニティ団体は、その目的を達成するために、法の範囲内でキャンペーンを張る権利が与えられている。
- 8.7 政府は、数ある役割の一つとして、これら団体への資金提供者としての重要な役割を担っている。資金提供は、両者の関係において重要な要素となっている。
- 8.8 両者は、人種、年齢、障害の有無、性別、性的志向(ゲイかヘテロか)、宗教にかかわらず、すべての人々への機会均等を促進する重要性を認識している。

## 政府による約束

9. 政府による約束は、次の通りである。

### 独立性

- 9.1 ボランタリーおよびコミュニティ・セクターの独立性を認め、支援すること。独立性の中には、法の範囲内で認められる権利として、キャンペーンをすること、資金関係にかかわらず政府の政策にコメントし挑戦すること、組織の事案をみずから決定し管理することが含まれる。

### 資金

- 9.2 「よりよい規制」特別委員会の報告書「ボランタリー・セクターのための政府補助金へのアクセス」(政府補助金の枠組みにおいて、補助率を増やすこと、ターゲットをしぼった資金提供、一貫性、透明性の必要性について触れている)の勧告に配慮すること。とくに、戦略的資金提供の考え方を取り入れ、政府のイニシアティブに答えられるよう、同セクターの能力を継続的に高めること。
- 9.3 政府省庁にとって望ましい資金提供の原則に注意を払い、同セクターとの協議のもとに「すぐれた実践のための行動規範」(a code of good practice)をつくること。この規範は、次のことを促進するものである。
  - (a) お金に見合った価値が得られるか(value for money)という観点を含め、明確で一貫した基準による資金の分配
  - (b) ボランタリーおよびコミュニティ団体の目的や、効率的かつ効果的に運営

する必要性に注意を払った資金提供方針

(c) 活動の目的や業績評価指標、関連した目標値について、両者が合意して評価すること。迅速な資金の支払いを容易にすること。資金援助をたえず再検討すること。資金提供方針に変化があった時に事前諮問を行うこと。、将来の資金提供について、現在の提供期間が終わる以前のできるだけ早い時期に各団体に知らせること。

(d) 各団体が長期計画を立てたり、安定した運営が行えるよう、必要などころでの長期、複数年度の資金提供の重要性

9.4 同セクターやボランティア活動にとって、インフラストラクチャーの整備が重要であると認識すること。必要とされる全国、地域、コミュニティレベルでのインフラストラクチャーの発展を支援すること。

### 政策の策定と諮問

9.5 新しい政策や行政手続きに関して、とくにその策定段階において、同セクターに対して起こり得る影響を特定し、評価すること。

9.6 検討中の政策が同セクターに影響を与えそうな事柄について、とくに政府が同セクターに対して新たな役割や責任を提案する場合(たとえば法に定められたサービスの供給などにおいて)、同セクターに諮問を行うこと。これは、政策の緊急性、問題の微妙さ、機密性(たとえば大臣への助言の準備段階での諮問の場合)を考慮することを条件に行われる。このような諮問は、各団体がサービスの利用者や受益者、ステイクホルダーに諮問する必要性を考慮に入れ、時機よく、かつ回答を得るまでの十分な時間的余裕を持たせるべきである。

9.7 女性やマイノリティー、社会的に疎外された人々を代表するグループが持っている特別なニーズ、関心、貢献を、積極的に反映させること。

9.8 法的制約と公的責務を適切に行使する範囲内で、同セクターから特別な情報が提供された場合には、その機密性を保持すること。

9.9 同セクターと共同で、諮問、政策評価、その実施を含む「すぐれた実践のための行動規範」を作成すること。これは、内閣官房が作成した、影響評価や適切な諮問に関する中央のガイダンスを土台につくられる。

### よりよい政府

9.10 政府と同セクター間での効果的な業務関係、アプローチの一貫性、すぐれた実践

を推進すること。とくに省庁をまたぐ事案にとっては、こうした点が重要である。

9.11 オープンな政府(可能な限り、決定や成果の国民への公開を目指す)とよい規制の原則を忠実に守ること。

9.12 同セクターと共に、コンパクトの実施状況を毎年見直すこと。

9.13 他の公共機関におけるコンパクトの導入を促進すること。

## **ボランティアおよびコミュニティ・セクターによる約束**

10. ボランティアおよびコミュニティ・セクターによる約束は、次の通りである。

### **資金確保とアカウンタビリティ**

10.1 高い水準の運営管理を維持し、資金提供者や利用者への報告や説明の義務を果たすこと。チャリティ登録団体に対しては、団体の会計体制を監視すること。

10.2 法を尊重し、これに沿った説明・報告をすること。チャリティ登録団体の場合、チャリティ委員会(The Charity Commission)の適切な指導に従うこと。これには、政治活動やキャンペーンに関する指導も含まれる。

10.3 各団体に適した活動の質の基準を開発すること。

### **政策の策定と諮問**

10.4 政策に対する見解を政府に示したり、政府の諮問に答える時には、団体のメンバー、ならびにサービス利用者、ボランティア、支援者が、その活動や方針について十分に知らされ、意見を言う機会が与えられることを保証すること。団体を代表して説明する時には、これらの人々からくみ上げられた見解を正確に伝えること。

10.5 政府情報へのアクセスが与えられた時には、条件に従い、機密性を尊重すること。

### **よい実践**

10.6 政府や他の機関、ボランティアおよびコミュニティ・セクターとの効果的な業務関係を促進すること。

10.7 可能などころでは、活動やサービスの開発・管理に利用者を参加させること。

10.8 活動、雇用、ボランティアの参加、サービスの提供にあたって、機会均等や最善の実践を促進することを、各団体の方針に取り入れること。

10.9 政府と共に、コンパクトの実施状況を毎年見直すこと。

### コミュニティ団体や黒人・マイノリティ民族団体に関する問題

11. コンパクトに含まれる原則や約束は、すべてのボランティアおよびコミュニティ・セクターに適用されるが、コミュニティ団体や黒人およびマイノリティ民族団体が持つ特有のニーズや関心、貢献に特別の配慮を払う必要がある。
12. コミュニティ団体は、共通の関心事や目的を、しばしば相互の助け合いのもとに追求する集まりである。通常、自分たち自身を含む人々のために、完全にボランティアだけで運営されている。行政との関係は、中央政府よりも地方自治体とのものが大部分となる。しかし、これらの団体も、政府の法制度や規制、社会政策の変化によって、直接もしくは間接的に影響を受けるだろう。コミュニティ団体の特有のニーズや関心を考慮に入れることは、その観点や利害が他のボランティア団体のものとは異なるおそれがあるので、重要である。これらの団体の意見を容易に反映させるため、「すぐれた実践のための行動規範」を作成する。
13. 多様な団体やコミュニティとの協働にもかかわらず、多くの黒人・マイノリティ民族のボランティアおよびコミュニティ団体は、同セクターの伝統的な構造から疎外されているように感じている。コンパクトは、これらの団体の参加と支援が、政府と同セクター双方にとって主要な課題となることを保証するための枠組みを提供する。とくに、黒人・マイノリティ民族団体が全国、地域、ローカルレベルで効果的に動けるように活動している基盤整備団体に、資金提供のターゲットを置く必要がある。同様に、黒人・マイノリティ民族団体が、行政との協力や諮問、政策決定に直接参加する機会を保証するため、政府と同セクター双方が方策を講じなければならない。その方策は、これらの団体が潜在力を認識し発展させるのを助けるだろう。黒人・マイノリティ民族団体の特有のニーズや環境に焦点を当てた特別の「すぐれた実践のための行動規範」を設けることで、これらの関心が反映されるだろう。

### 意見の相違の解決

14. コンパクトは、政府とボランティアおよびコミュニティ・セクターとの関係を向上するための全般的な枠組みを列記している。この枠組みの適用にあたっての意見の不一致は、可能な限り、関係する団体間で解決されるべきである。解決プロセス

を助けるために、両者同意のもとで、仲介者の見解を求めることも含めた調停を行うのが、合意に達するための有効な方法である。コンパクトの枠組みを無視した行動によって不手際が起こった場合には、苦情を通常の方法で、国会の行政監督委員に持ちこむことができる。政府は、経験をふまえて、その苦情を強調する必要があるか、コンパクトに照らして解決プロセスをやり直す必要があるか、を検討する。

### コンパクトのさらなる前進へ

15. 枠組みを示した文書であるコンパクトは、出発点であって結論ではない。政府とボランティアおよびコミュニティ・セクターは、その適用と効果を高めるために共に働く任務を負っている。その過程の一部として、資金、諮問、政策評価、ボランティア活動、コミュニティ団体の各分野にかんする「すぐれた実践のための行動規範」が作成される。教義を土台にした団体、黒人・マイノリティ民族団体にかんする行動規範も特別につくられる。
16. コンパクトを有効に機能させるためのプロセスの一環として、政府とボランティアおよびコミュニティ・セクターの代表が、コンパクトの実施状況とその発展について再検討するために、年に1回会合を開く。この会合の報告書は出版され、国会図書館に置かれる。
17. 第2項に記したように、コンパクトは当初、地方事務所やその下部の行政機関を含む中央政府の省庁内に適用される。政府は今後、他の公共機関もコンパクトを適用するよう、積極的に奨励するつもりである。たとえば省庁に属さない公的機関や地方自治体は、各組織と同セクターの関係に即して、コンパクトを修正し、採択するよう求められる。